## (第1面) 特別管理産業廃棄物処理計画書 月 日 兵庫県知事 殿 提出者 兵庫県伊丹市昆陽池1丁目100番地 住所 伊丹市病院事業管理者 氏名 中田 精三 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 072-777-3220 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の 減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。 事 業場の名 称市立伊丹病院 事 業 場 の 所 在 地 兵庫県伊丹市昆陽池1丁目100番地 計 期 間2021年4月1日から2022年3月31日 画 当該事業場において現に行っている事業に関する事項 ①事業の種類 8 3 1 1 医療業 入院ベット数 414床 ②事業の規模 ③従業員数 850人

## ④特別管理産業廃棄物 感染性廃棄物排出→院内集積場所→収集運搬 の一連の処理の工程 →焼却による中間処理(全面委託)→最終処分(全面委託

m arm s . Let up tale arm 11 of 11	- +				
処理に係る管理体制に関す	る事項				
院内感	染対当施設 「				
収集・運搬					
中間処理	→ 業者 (焼却)				
最終処理業績	↓ 者 (埋め立て)				
非出の抑制に関する事項					
【前年度(令和 元 年度)実績】					
特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄	<b>E</b> 物			
排出量	124	t	t		
①現状 (これまでに実施した取組) 院内感染対策防止のために、ディスポ製品の使用が増えてい傾向にあるが、 医療事故防止、感染防止に支障のないよう抑制に努めてきた。					
【目標】					
特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄	<b>E</b> 物			
排出量	113	t	t		
今後も院内感染対策防	止のために、ディ				
分別に関する事項					
(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染予防については、感染対策委員会において毎月検討している。廃棄物を入 れる 容器の前に色分けした分別表を掲示するなどして適正な処理を徹底してい る。また、新規採用者に対しては廃棄物の分別処理教育を行っている。なお、 廃棄物の容器は、医療現場で必ず蓋をすることにより、清掃業者が廃棄物の収 集・運搬時に感染しないように予防し、清掃業者には、絶対に蓋を開けないよ うに指導を徹底している。					
当面は問題なく処理でき 随時感染対策委員会にて見	ているため、現状ど 直しを検討し、また	おり分別するが			
	#出の	院内感染対当施設 収集・運搬 中間処理業者 (焼却) 最終処理業者 (埋め立て) 非出の抑制に関する事項 【前年度 (令和元 年度) 実績】 特別管理産業廃棄物の種類 「7300 感染性廃棄 排出量 124 (これまでに実施した取組) 院内感染対策防止のために、ディスポ製傾向にあるが、医療事故防止、感染防止に支障のないよう 【目標】 特別管理産業廃棄物の種類 7300 感染性廃棄 排出量 113 (今後実施する予定の取組) 今後も院内感染対策防止のために、ディ廃棄物の増加が予想されるが、医療事故防・気抑制に努める。  の別に関する事項 (分別している特別管理産業廃棄物の種類感染予防については、感染対策委員会において、原染対策委員会において、京社の関する事項 (分別している特別管理産業廃棄物の種類感染予防については、感染対策委員会において、なる。またの報にあるが、医療事故の治した分別表を掲売率もる分と集・運搬時に感染している。実験のの治した分別で理産業廃棄物の治と集・運搬時に感染している。(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の当面は問題なく処理できているため、現状ども応募しているため、現状ど	院内感染対当施設  収集・運搬 中間処理業者 (焼却) 最終処理業者 (塊却) 最終処理業者 (埋め立て)  非出の抑制に関する事項  【前年度 (令和 元 年度) 実績】 特別管理産業廃棄物の種類 7300 感染性廃棄物  排出量 124 t  (これまでに実施した取組) 院内感染対策防止のために、ディスポ製品の使用が増き傾向にあるが、医療事故防止、感染防止に支障のないよう抑制に努めてきる。実施する予定の取組) 今後も院内感染対策防止のために、ディスポ製品の使月廃棄物の増加が予想されるが、医療事故防止、感染防止に、ディスポ製品の使月廃棄物の増加が予想されるが、医療事故防止、感染防止に  (今後実施する予定の取組) 今後も院内感染対策防止のために、ディスポ製品の使月廃棄物の増加が予想されるが、医療事故防止、感染防止に  (今後実施する予定の取組) 今後も院内感染対策防止のために、ディスポ製品の使月廃棄物の質別が予想されるが、医療事故防止、感染防止に  (今後と関する事項  (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する。また、新規採用者に対しては廃棄物の分別処理教育を清掃策争の容器は、医療現場で必ず蓋をすることにより、清掃業者には、絶対に うに指導を徹底している。 第・運搬時に感染しないように予防し、清掃業者には、絶対に うに指導を徹底している。 第・運搬時に感染しないように予防し、清掃業者には、絶対に うに指導を徹底している。 (今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別) 歯時感染対策委員会にて見直しを検討し、また、職員教育も別 随時感染対策委員会にて見直しを検討し、また、職員教育もが現		

自员	自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項						
		【前年度(令和 元 年度)実績】					
		特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物				
		自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t			
①現状 (これまでに実施した取組)							
【目標】							
		特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物				
		自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t			
②計画 (今後実施する予定の取組)							
		z 去 4L の 土 用 (ロ 7四) z 用 ト フ	<b>李</b> 在				
	ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項 「大きな事」(全年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1						
【前年度(令和 元 年度)実績】							
		特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物				
		自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t			
	①現状	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t/	t			
		(これまでに実施した取	(組)				
		【目標】					
		特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物				
		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t			
		自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t			
	②計画	(今後実施する予定の取組)					
//							

自员	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項					
	【前年度(令和 元 年度)実績】					
		特別管理産業廃棄物の種類 7300 感染性廃棄物				
		自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t			
	①現状	(これまでに実施した取組)				
		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類 7300 感染性廃棄物				
		自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量 t	t			
	②計画 (今後実施する予定の取組)					
特另	]管理産業廃棄物の処	□理の委託に関する事項 				
	【前年度(令和 元 年度)実績】 特別管理産業廃棄物の種類 7300 感染性廃棄物					
		全処理委託量 124 t	t			
		優良認定処理業者への 処理委託量 124 t	t			
		再生利用業者への 処理委託量 0 t	t			
	①現状	認定熱回収業者への 処理委託量 0 t	t			
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量 0 t	t			
(これまでに実施した取組) 委託基準に基づき、委託可能な処理業者を選定している。 委託実務に関する院内研修を定期的に実施している。						

(第5面)

		(37 6	)		
		【目標】			
		特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性原	<b>廃棄物</b>	
		全処理委託量	113	t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	113	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	0	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	0	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0	t	t
	②計画	(今後実施する予定の取	(組)		
		委託した処分場等の現地		•	
			実績】		
		特別管理産業別			
		排 出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物	量 を除く。)		t
		(今後実施する予定の取			
	・情報処理組織の使 ・関する東頂				
用に関する事項					
<b>※</b> 事					

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。 (1) ①欄には、日本標准産業分類の区分を記入すること
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。 (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了 するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。